

／事業主のみなさん／

個人住民税は 特別徴収で 納めましょう

法律で
定められています

② 地方税法第321条の4
(給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)
第三十二一条の四 市町村は、前条の規定によつて特別徴収の方法によつて個人の市町村住民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与を支払する者(他の市町村内において給与を支払する者を含む。)のうち所得税法第八十三条の規定によつて給与を支払する際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合において、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれに同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収する

個人住民税の特別徴収を
わかりやすく解説します!



個人住民税 特別徴収の
チエブクロウ先生

事業主(給与支払者)は全ての従業員の給与から
個人住民税を引き去り(特別徴収)により納める義務があります。
特別徴収についてみなさまにもっとご理解いただけますよう、
このパンフレットを通じて説明していきます。



そもそも、
特別徴収って何?
知らないよ!

P4のQ1へ



特別徴収って
しなくちゃ
いけないの?

P4のQ2へ

さあ、先生がみんなの
疑問に答えていくぞ!



個人住民税 特別徴収の
チエブクロウ先生



従業員は家族だけ
だから特別徴収し
なくていいよね?

P4のQ3へ



パートやバイトは
普通徴収で
いいのよね?

P4のQ4へ



従業員が少ない
から普通徴収しか
やってないよ!

P4のQ5へ



どんなときに
特別徴収しなけれ
ばならないの?

P5のQ6へ



特別徴収の
メリットって何?

P5のQ7へ



従業員の就退職が
多くて、どうやって
いいかわからない!

P5のQ9へ



従業員から普通
徴収で納めたいと
言われますが…

P5のQ10へ

個人住民税 特別徴収の概要

基本じゃな。



個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、市町村民税と道府県民税を併せた地方税のことです。
- 給与引き去り（給与天引き）による納入を「特別徴収」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「普通徴収」といいます（年4回）。
- 従業員には、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます。



個人住民税 特別徴収 Q&A

Q₁
A

特別徴収とは何ですか？



まずは、用語の定義じゃな。

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。



Q₂
A

特別徴収はしなくてはいけないのですか？



実は、義務なんじゃ。

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、従業員(納税義務者)の個人住民税を特別徴収することが法律(地方税法第321条の4及び市区町村条例)により義務づけられています。



Q₃
A

従業員は家族だけなので特別徴収はしなくても良いのでしょうか？



家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくても構いません。

Q₄
A

従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか？



全ての従業員なんじゃ。

原則として、アルバイト、パート、役員等**全ての従業員**から特別徴収する必要があります。ただし次の場合は特別徴収を行う必要はありません。

- 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与のみの支払いを受けている場合等



Q₅
A

従業員数の少ない事業所でも特別徴収しなければなりませんか？



少なくとも特別徴収じゃ！

しなければなりません。ただし、**従業員(納税義務者)**が**常時10人未満**の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度(「納期の特例」)を利用できます。



Q₆
A

どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？



従業員（納税義務者）が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主（給与支払者）は原則として特別徴収しなければなりません。

Q₇
A

特別徴収するメリットはあるのですか？



- ①事業主（給与支払者）は、個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業主（給与支払者）が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。
- ②従業員（納税義務者）は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみずみ。

Q₈
A

事業主（給与支払者）が特別徴収した個人住民税は、従業員（納税義務者）が住んでいる市町村ごとに納入しないといけませんか？

個人住民税は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する必要があります。金融機関で納入する場合は、市町村から送付された納入書により納付することが出来ます。なお、指定金融機関以外の金融機関から納付する場合は手数料がかかる場合があります。

Q₉
A

従業員の就退職の回数が多く、従業員には普通徴収にしてもらっているが…



事業主（給与支払者）が特別徴収義務者となることは、法令（地方税法第321条の4）に定められています。事務が繁雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。



Q₁₀
A

従業員から普通徴収で納めたいと言われるが…



所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員（納税義務者）の希望により普通徴収を選択することはできません。



具体的な手続き

意外に簡単じゃろ。



基本的な手続きの流れ

STEP

① 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをされている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「**給与支払報告書**」を、給与の支払いを受けている方が**1月1日現在お住まいの市町村**に提出する必要があります。また年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

※給与支払報告書はeLTAX(エルタックス)によりパソコンから電子申告がご利用いただけます。
eLTAX(エルタックス)に関する情報はこちらのホームページをご覧ください。 <http://www.eltax.jp>

【給与支払報告書：省令様式】



STEP

② 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「**特別徴収税額決定通知書**(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与引き去り)を開始してください。

STEP

③ 納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与引き去り)した月の**翌月10日**です。この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

※納入できる金融機関は、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村にお問い合わせください。なお、指定金融機関以外では手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

その他の手続き

税額の変更通知

従業員（納税義務者）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員（納税義務者）から直接納付していただきます。

従業員（納税義務者）から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、法令（地方税法第321条の5第2項）により特別徴収できなくなった残りの税額については、元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員（納税義務者）の申し出がなくても5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただく必要があります。

異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村に「異動届」を提出する必要があります。

納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入いただくことになっていますが、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業主（給与支払者）に限り、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。

※各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

退職所得が支払われる場合の個人住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされております。納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村です。